【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月25日
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	隠地 保夫
【電話番号】	03-5405-0735
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	チャイナ・フロンティアオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

チャイナ・フロンティアオープン
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。格付けは取得しておりません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「フロンテ」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成22年11月26日から平成23年11月24日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が中国の取引所の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の取引所上場株式等を主要投資対象とし、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された指数（以下「合成指数」といいます。）をベンチマークとして、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象インデックス	**その他の指数（合成指数）**	**目論見書または信託約款において、委託会社が定める合成指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。**

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産 （　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年2回	日本		TOPIX
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 （　　）	年6回（隔月）	欧州		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア	なし	その他 （合成指数）
	日々	オセアニア		
	その他 （　　）	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成14年１月31日　　信託契約締結、設定、運用開始。
（設定時の委託会社はスミセイ グローバル投信株式会社）

平成14年12月１日　　三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「住友信託銀行株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

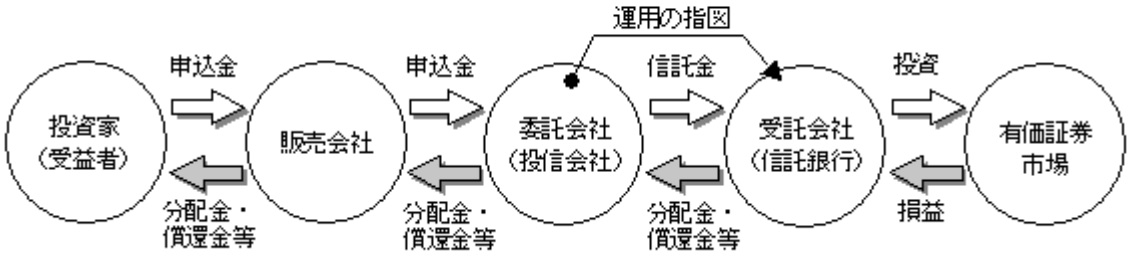

ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額
2,000百万円（平成22年10月18日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年７月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年２月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年６月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年１月１日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年２月５日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年１月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月１日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（平成22年10月18日現在）

名称	住所	所有株式数	比率（%）
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番２号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目１番１号	882	5.0

２【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、中国の取引所上場株式等を主要投資対象とし、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された合成指数をベンチマークとして、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として中国の取引所に上場している株式の中から、ＭＳＣＩチャイナ指数、上海Ｂ株指数および深センＢ株指数に採用されている銘柄を中心に投資し、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）組入銘柄の値動きなどによる当初の合成指数の配分割合（70：15：15）からのかい離等を修正するため、ファンドのアセットは原則として１ヵ月に一度みなおします。

（ハ）株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、ファンドの資金動向等により、現物株式の組入れによらず、投資信託、先物およびオプション取引等（店頭取引を含みます。）を利用して実質的な組入比率を高位に調整することがあります。

（ニ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ホ）設定当初のポートフォリオ構築時、ファンドの追加・解約に伴う資金変動、為替相場の変動、株式の売買に伴う費用などから、基準価額の値動きが対象とする合成指数の動きと連動しない場合があります。
なお、ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができないことがあります。

〔当ファンドの狙い〕

当ファンドは、今後の成長と拡大が期待される中国株式に投資します。
投資対象とする株式は、ＭＳＣＩチャイナ指数、上海Ｂ株指数および深センＢ株指数に採用されている銘柄を中心とします。
また、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された合成指数をベンチマークとして、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

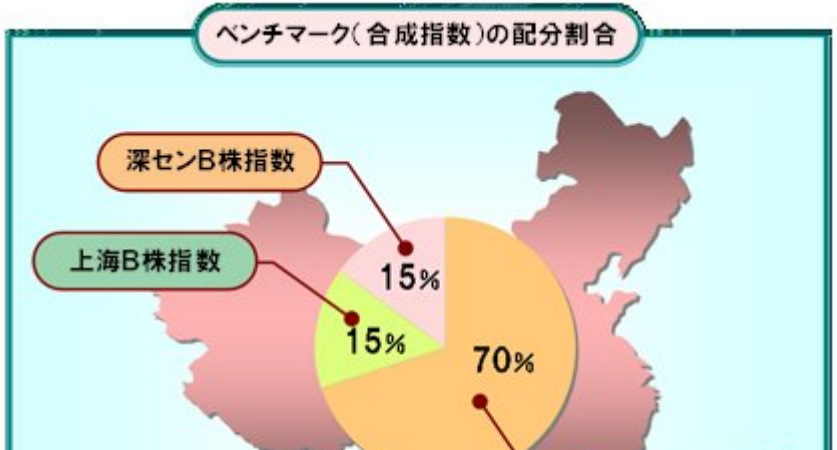

〔連動目標実現に関する留意点〕

当ファンドは、合成指数と連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が不可能となる以下の要因が存在します。

ａ．合成指数のもととなる各指数の構成銘柄を全て組み入れできるとは限らないこと
ｂ．株式配当金の受取り、信託報酬等の費用控除による影響
ｃ．運用の効率化を図るため店頭デリバティブ取引等も活用することから、現物との動きが連動しない場合の影響
ｄ．株式等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
ｅ．追加設定・一部解約に伴う株式の買付け、売却のタイミング差による影響
ｆ．株式売買委託手数料等を負担することによる影響
ｇ．実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100％とならない場合の影響

〔ＭＳＣＩチャイナ指数、上海Ｂ株指数および深センＢ株指数について〕

・ＭＳＣＩチャイナ指数
ＭＳＣＩインクが開発した株価指数であり、中国の株式市場の動きを捉える指数で、香港ドル建て表示です。指数採用銘柄は、香港のＨ株、レッドチップ、ハンセン指数採用銘柄に加えて、上海および深センのＢ株が対象となっております。採用銘柄および採用銘柄数は変更されることがあります。なお、ＭＳＣＩインクは当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用結果に対し一切の責任を負いません（注）。

・上海Ｂ株指数
上海Ｂ株とは、上海証券取引所に上場している株式のうち、主に中国国外投資家を対象に米国ドル建てで取引される株式のことです。上海Ｂ株指数は、上海Ｂ株全銘柄を時価総額で加重平均し、指数化したものです（基準日：1992年２月21日）。

・深センＢ株指数
深センＢ株とは、深セン証券取引所に上場している株式のうち、主に中国国外投資家を対象に香港ドル建てで取引される株式のことです。深センＢ株指数は、深センＢ株全銘柄を時価総額で加重平均し、指数化したものです（基準日：1992年２月28日）。

(注)当ファンドは、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。ＭＳＣＩ指数は、ＭＳＣＩインクが独占的に所有しています。ＭＳＣＩインクおよびＭＳＣＩ指数は、ＭＳＣＩインクおよびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているＭＳＣＩ指数の能力に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。ＭＳＣＩインクとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、ＭＳＣＩ指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行会社あるいは所有者にかかわらず、ＭＳＣＩインクにより決定、作成、および計算されています。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ＭＳＣＩ指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行会社または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの所有者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

ＭＳＣＩインクは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および完全性について保証するものではありません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数およびそれに含まれるデータに関し、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人も、ＭＳＣＩインクの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめＭＳＣＩインクに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるＭＳＣＩインクのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人も、事前にＭＳＣＩインクの書面による許諾を得ることなくＭＳＣＩインクとの関係を一切主張することはできません。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券
２．デリバティブ取引にかかる権利
３．金銭債権
４．約束手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕

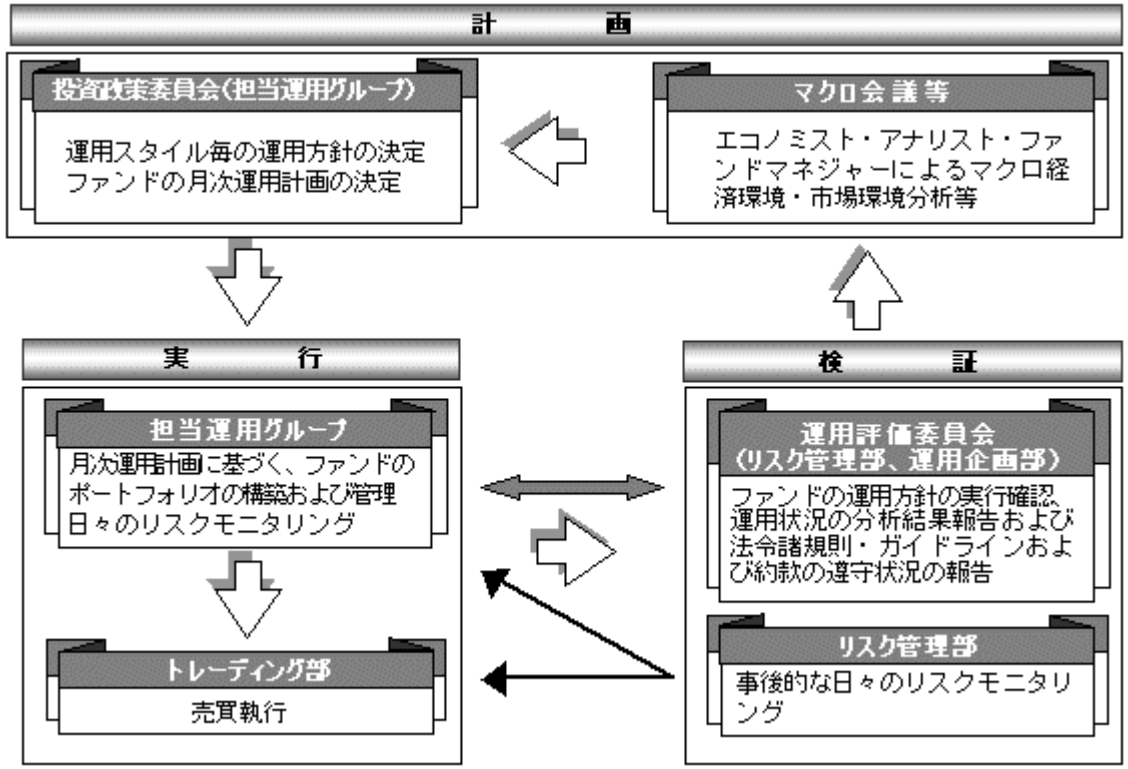

※リスク管理部は10名程度、運用企画部は８名程度で構成されています。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】
年１回（８月31日。ただし、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。
イ 分配対象収益の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
ロ 分配金額は、配当等収益を中心に委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
ハ 留保益については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】
Ⅰ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限
イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
ロ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ハ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
ニ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
ホ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

Ⅱ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限
イ 投資する株式等の範囲
（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
ロ 信用取引の指図範囲
（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ、ニに掲げるものをいいます。以下同じ。）等を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少

して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ホ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ヘ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ト）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（チ）「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）公社債の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ル 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ハ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

（へ）インデックスに連動しない要因・留意点

当ファンドは、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスに連動しないことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年1.365%（税抜き1.3%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.630% （0.6%）	年0.630% （0.6%）	年0.105% （0.1%）

※（ ）内は税抜き。

（4）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、委託会社の負担とし、信託財産からは支弁されません。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしく

は請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

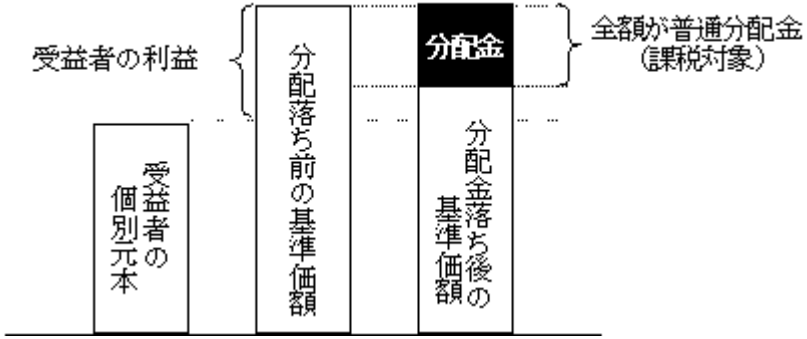

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

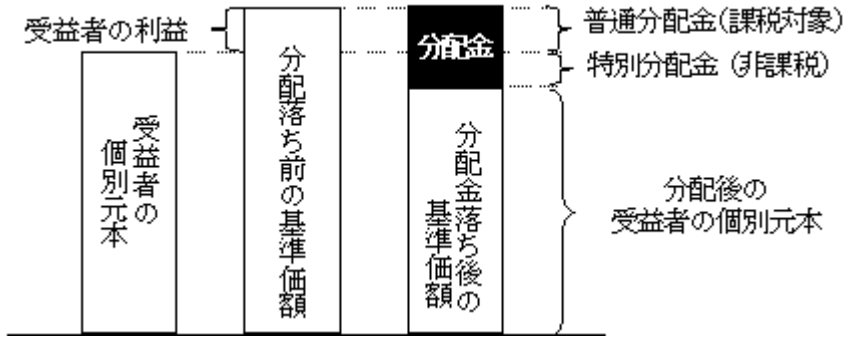

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）、平成24年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税７%および地方税３%）、平成24年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適

用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。
なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは７％（所得税のみ）、平成24年１月１日以降は15％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。
当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成22年９月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。
※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

（1）【投資状況】

平成22年９月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	バミューダ	28,234,353	1.79
	香港	379,811,938	24.11
	中国	992,278,123	62.99
	ケイマン諸島	124,462,180	7.90
	小 計	1,524,786,594	96.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		50,618,967	3.21
合計(純資産総額)		1,575,405,561	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年９月30日現在

国／地域	種類	銘柄名／業種	数量（株）	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	投資比率（%）
香港	株式	CHINA MOBILE LTD 〔電気通信サービス〕	120,500	870.87 104,940,743	862.92 103,981,860	6.60
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA 〔銀行〕	1,083,000	62.10 67,254,300	64.47 69,827,508	4.43
中国	株式	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B 〔素材〕	144,599	471.23 68,140,259	474.92 68,673,552	4.36
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 〔銀行〕	901,000	69.95 63,033,453	73.76 66,461,364	4.22
香港	株式	CNOOC LTD 〔エネルギー〕	358,000	144.13 51,599,920	162.86 58,305,312	3.70

中国	株式	BANK OF CHINA LTD 〔銀行〕	1,143,000	42.84 48,976,492	44.28 50,612,040	3.21
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO. 〔保険〕	149,000	322.33 48,027,973	334.80 49,885,200	3.17
中国	株式	PETROCHINA CO LTD 〔エネルギー〕	424,000	92.39 39,175,844	96.76 41,029,632	2.60
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED 〔ソフトウェア・サービス〕	20,200	1,549.80 31,305,960	1,818.72 36,738,144	2.33
中国	株式	YANTAI CHANGYU PIONEER-B 〔食品・飲料・タバコ〕	34,659	905.03 31,367,781	1,042.19 36,121,609	2.29
中国	株式	CHINA INTL MARINE CONTAINE-B 〔資本財〕	264,902	121.28 32,128,374	136.07 36,047,864	2.29
中国	株式	PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LT 〔保険〕	34,500	694.98 23,976,810	847.80 29,249,100	1.86
中国	株式	CHINA VANKE CO LTD -B 〔不動産〕	255,341	101.19 25,839,487	104.75 26,749,523	1.70
香港	株式	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H 〔エネルギー〕	320,000	66.94 21,423,106	74.19 23,742,720	1.51
中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED -H 〔エネルギー〕	68,000	309.96 21,077,280	346.14 23,537,520	1.49
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK- H 〔銀行〕	78,504	215.85 16,945,354	215.56 16,922,950	1.07
香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND&INVEST 〔不動産〕	82,720	178.27 14,746,529	181.87 15,044,451	0.95
中国	株式	JIANGLING MOTORS CORP LTD-B 〔自動車・自動車部品〕	60,247	209.73 12,635,964	243.10 14,646,527	0.93
香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD 〔電気通信サービス〕	118,000	115.99 13,687,266	123.12 14,528,160	0.92
中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA 〔銀行〕	339,000	37.56 12,735,961	42.76 14,498,352	0.92
中国	株式	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B 〔不動産〕	110,966	135.62 15,049,292	128.74 14,286,596	0.91

香港	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED 〔小売〕	85,000	144.72 12,301,200	166.10 14,118,840	0.90
中国	株式	BANK OF COMMUNICATIONS LTD-H 〔銀行〕	150,700	90.78 13,681,612	91.15 13,736,606	0.87
香港	株式	CHINA TELECOM CORP LTD 〔電気通信サービス〕	278,000	40.71 11,318,728	46.87 13,030,416	0.83
中国	株式	CSG HOLDING CO LTD-B 〔素材〕	133,557	84.77 11,322,962	91.79 12,260,532	0.78
ケイマン諸島	株式	HENGAN INTERNATIONAL GROUP CO LTD 〔家庭用品・パーソナル用品〕	14,500	740.34 10,734,930	819.72 11,885,940	0.75
中国	株式	CHINA COAL ENERGY COMPANY - H 〔エネルギー〕	70,000	121.27 8,489,111	137.16 9,601,200	0.61
中国	株式	CHINA MERCHANTS PROPERTY DEVELOPMENT CO 〔不動産〕	59,395	162.64 9,660,477	154.97 9,205,037	0.58
ケイマン諸島	株式	WANT WANT CHINA HOLDINGS LIMITED 〔食品・飲料・タバコ〕	119,000	66.85 7,955,388	77.00 9,163,476	0.58
中国	株式	DONGFENG MOTOR CORPORATION 〔自動車・自動車部品〕	54,000	129.43 6,989,450	168.04 9,074,592	0.58

ロ 種類別・業種別の投資比率

平成22年９月30日現在

種類	業種	投資比率（%）	種類	業種	投資比率（%）
株式（外国）	エネルギー	11.15	株式（外国）	ヘルスケア機器・サービス	0.23
	素材	10.81		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.90
	資本財	9.10		銀行	15.60
	商業・専門サービス	0.17		各種金融	0.20
	運輸	3.35		保険	5.97
	自動車・自動車部品	3.07		不動産	7.43
	耐久消費財・アパレル	4.38		ソフトウェア・サービス	2.79
	消費者サービス	0.79		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.13
	小売	1.79		電気通信サービス	8.46
	食品・生活必需品小売り	0.13		公益事業	2.17
	食品・飲料・タバコ	5.37	合計		96.79

	家庭用品・パーソナル用品	0.82

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額 （円）	１万口当たりの 純資産額（円）
第１期（平成14年９月２日）　（分配落）	6,463,721,416	9,214
第１期（平成14年９月２日）　（分配付）	6,463,721,416	9,214
第２期（平成15年９月１日）　（分配落）	4,245,898,286	9,842
第２期（平成15年９月１日）　（分配付）	4,245,898,286	9,842
第３期（平成16年８月31日）　（分配落）	2,395,060,588	10,111
第３期（平成16年８月31日）　（分配付）	2,424,433,965	10,235
第４期（平成17年８月31日）　（分配落）	1,915,746,943	11,269
第４期（平成17年８月31日）　（分配付）	1,965,046,180	11,559
第５期（平成18年８月31日）　（分配落）	2,362,994,781	15,701
第５期（平成18年８月31日）　（分配付）	2,412,507,785	16,030
第６期（平成19年８月31日）　（分配落）	4,453,920,641	33,216
第６期（平成19年８月31日）　（分配付）	4,508,361,701	33,622
第７期（平成20年９月１日）　（分配落）	2,257,428,538	21,878
第７期（平成20年９月１日）　（分配付）	2,324,704,521	22,530
第８期（平成21年８月31日）　（分配落）	1,699,014,522	20,117
第８期（平成21年８月31日）　（分配付）	1,731,301,040	20,499
第９期（平成22年８月31日）　（分配落）	1,516,833,062	20,472
第９期（平成22年８月31日）　（分配付）	1,545,580,788	20,860
平成21年９月末日	1,668,340,554	19,974
平成21年10月末日	1,750,649,429	21,097
平成21年11月末日	1,717,758,575	20,900
平成21年12月末日	1,831,170,163	22,759

平成22年１月末日	1,683,053,134	21,093
平成22年２月末日	1,660,936,023	21,068
平成22年３月末日	1,798,252,201	23,105
平成22年４月末日	1,731,183,148	22,580
平成22年５月末日	1,584,584,340	20,757
平成22年６月末日	1,525,044,853	20,279
平成22年７月末日	1,593,008,594	21,310
平成22年８月末日	1,516,833,062	20,472
平成22年９月末日	1,575,405,561	21,719

（注１）純資産総額（分配付）および１万口当たりの純資産額（分配付）の欄は、各計算期間にかかる収益分配金の総額を含んでいます。

（注２）純資産総額（分配落）および１万口当たりの純資産額（分配落）の欄は、収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には当該控除額を含んでいます。

②【分配の推移】

計算期間	１万口当たり分配金（円）
第１期（平成14年１月31日～平成14年９月２日）	0
第２期（平成14年９月３日～平成15年９月１日）	0
第３期（平成15年９月２日～平成16年８月31日）	124
第４期（平成16年９月１日～平成17年８月31日）	290
第５期（平成17年９月１日～平成18年８月31日）	329
第６期（平成18年９月１日～平成19年８月31日）	406
第７期（平成19年９月１日～平成20年９月１日）	652
第８期（平成20年９月２日～平成21年８月31日）	407
第９期（平成21年９月１日～平成22年８月31日）	388

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第１期	△7.9
第２期	6.8
第３期	4.0
第４期	14.3
第５期	42.2
第６期	114.1
第７期	△32.2
第８期	△6.3
第９期	3.7

（注１）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（注２）収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には、上記収益率は同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第１期	8,615,129,947	1,600,268,691

第２期	303,021,159	3,003,649,822
第３期	105,021,593	2,050,433,449
第４期	192,754,687	861,601,710
第５期	121,208,844	316,228,014
第６期	118,571,033	282,612,762
第７期	51,627,436	360,700,012
第８期	19,578,827	206,839,016
第９期	5,304,593	108,963,869

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報〕

基準日2010年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準価額	21,719円
純資産総額	16億円

分配の推移

決算期	分配金
2010年8月	388円
2009年8月	407円
2008年9月	652円
2007年8月	406円
2006年8月	329円
設定来累計	2,596円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

収益率(%)	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ファンド	－	－	△17.3	38.4	△8.0	19.3	86.2	72.8	△64.1	76.9
ベンチマーク	6.2	19.8	△25.2	36.9	△6.2	18.8	90.8	75.4	△65.1	80.1

ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
2002年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2002年1月31日)から年末までの騰落率を表示しています。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が中国の取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、中国の取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社に買い取るよう請求することができます（ただし、販売会社によっては、買取請求の受付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。）。

また、中国の取引所の休業日に当たる場合には、買取請求の受付けは行いません。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収税額相当額を差し引いた額となります。

実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ公社債を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「フロンテ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成14年１月31日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年９月１日から翌年８月31日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の１または５億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請

求することができます。

b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

c．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」といいます）（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」といいます）（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　また、第８期（平成20年９月２日から平成21年８月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づき、第９期（平成21年９月１日から平成22年８月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則および投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第８期（平成20年９月２日から平成21年８月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第９期（平成21年９月１日から平成22年８月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
　なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年７月１日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【財務諸表】

【チャイナ・フロンティアオープン】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 (平成21年８月31日現在)	第９期 (平成22年８月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	331,603	1,713,092
コール・ローン	58,968,315	51,558,520
株式	1,688,595,724	1,427,773,152
未収入金	―	79,135,303
未収配当金	207,063	112,283
未収利息	129	70
流動資産合計	1,748,102,834	1,560,292,420
資産合計	1,748,102,834	1,560,292,420
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	―	30,000
未払金	―	1,178,089
未払収益分配金	32,286,518	28,747,726
未払解約金	5,543,800	2,267,100
未払受託者報酬	866,003	864,346
未払委託者報酬	10,391,991	10,372,097
流動負債合計	49,088,312	43,459,358
負債合計	49,088,312	43,459,358
純資産の部		
元本等		
元本	844,580,050	740,920,774
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	854,434,472	775,912,288
元本等合計	1,699,014,522	1,516,833,062
純資産合計	1,699,014,522	1,516,833,062
負債純資産合計	1,748,102,834	1,560,292,420

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自 平成20年９月２日 至 平成21年８月31日	第９期 自 平成21年９月１日 至 平成22年８月31日
営業収益		
受取配当金	34,909,280	28,866,289
受取利息	87,375	25,926
有価証券売買等損益	70,826,873	212,569,839
為替差損益	△293,858,827	△136,293,145
営業収益合計	△188,035,299	105,168,909
営業費用		
受託者報酬	1,584,673	1,791,656
委託者報酬	19,015,943	21,499,724
その他費用	9,539,050	9,239,694
営業費用合計	30,139,666	32,531,074
営業利益又は営業損失（△）	△218,174,965	72,637,835
経常利益又は経常損失（△）	△218,174,965	72,637,835
当期純利益又は当期純損失（△）	△218,174,965	72,637,835
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△107,976,126	17,963,600
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,225,588,299	854,434,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,361,447	5,820,727
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,361,447	5,820,727
剰余金減少額又は欠損金増加額	245,029,917	110,269,420
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	245,029,917	110,269,420
分配金	32,286,518	28,747,726
期末剰余金又は期末欠損金（△）	854,434,472	775,912,288

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第８期 自 平成20年９月２日 至 平成21年８月31日	第９期 自 平成21年９月１日 至 平成22年８月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式および新株予約権証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお売買停止措置がとられている銘柄について、必要であると判断された場合は、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成20年９月２日から平成21年８月31日までとなっております。	外貨建資産等の会計処理 同 左 ――――――

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第８期 （平成21年８月31日現在）	第９期 （平成22年８月31日現在）
１．受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 844,580,050口	当該計算期間の末日における受益権の総数 740,920,774口
２．１単位当たり純資産額	2.0117円 （１万口＝20,117円）	2.0472円 （１万口＝20,472円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第８期 自 平成20年９月２日 至 平成21年８月31日	第９期 自 平成21年９月１日 至 平成22年８月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,249,588円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（158,941,500円）、および分配準備積立金(1,657,344,207円)より、分配対象収益は1,820,535,295円(１万口当たり21,555.50円)であり、うち34,374,408円(１万口当たり407円)を分配金額としております。 なお、分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、支払外国税調整額2,087,890円によるものです。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,033,674円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（148,717,727円）、および分配準備積立金(1,420,052,847円)より、分配対象収益は1,586,804,248円(１万口当たり21,416.65円)であり、うち28,747,726円(１万口当たり388円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項 目	第９期 自 平成21年９月１日 至 平成22年８月31日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式および新株予約権証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および価格変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3）コールローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限値（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果、あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員、およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。

４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	**金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。**

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第９期 自 平成21年９月１日 至 平成22年８月31日
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1) 有価証券（株式および新株予約権証券） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コールローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

第８期（自 平成20年９月２日 至 平成21年８月31日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	1,688,595,724円	139,449,260円
合 計	1,688,595,724円	139,449,260円

第９期（自 平成21年９月１日 至 平成22年８月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	161,359,228円
合 計	161,359,228円

（デリバティブ取引に関する注記）

Ⅰ．取引の状況に関する事項

項 目	第８期 自 平成20年９月２日 至 平成21年８月31日
１．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ①ａ．わが国の取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。 ｂ．わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。 ｃ．わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。 ｄ．有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等オプション取引。 ②異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③金利先渡取引および為替先渡取引。 ④外国為替の売買の予約。
２．取引に対する取組方針および利用目的	当ファンドの目的である、合成指数（ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された指数）と連動する投資成果を目指す運用を行うため、主として先渡取引等を含めたデリバティブ取引を利用し、実質的な株式組入れ比率を高位に調整します。
３．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクと信用リスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。信用リスクについては、取引先評価の正確な把握が重要だと考えています。
４．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
５．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。

Ⅱ．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第８期（平成21年８月31日現在）

第８期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第９期（平成22年８月31日現在）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：円）

区分	種 類	契 約 額 等	うち１年超	時 価	評価損益
市場外取引	為替予約取引 買 建 米ドル	16,880,000	－	16,910,000	△30,000
	買建 合計	16,880,000	－	16,910,000	△30,000

（注）時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

２．計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期（自 平成20年９月２日 至 平成21年８月31日）
該当事項はありません。

第９期（自 平成21月９月１日 至 平成22年８月31日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第８期 （平成21年８月31日現在）	第９期 （平成22年８月31日現在）
期首元本額	1,031,840,239円	844,580,050円
期中追加設定元本額	19,578,827円	5,304,593円
期中一部解約元本額	206,839,016円	108,963,869円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
米ドル				
DAHUA GROUP DALIAN CHEM-B	19,970	0.52	10,464.28	
HUAXIN CEMENT CO LTD-B	32,750	2.25	73,949.50	
INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	144,599	5.62	812,935.57	
SHANGHAI CHLOR-ALKALI CHEM-B	81,189	0.43	34,911.27	
SHANGHAI YAOHUA PILKINGTON-B	37,443	0.60	22,465.80	
HUANGSHI DONGBEI ELEC-B	22,965	0.85	19,543.21	
SGSB GROUP CO LTD	48,715	0.51	25,039.51	
SHANGHAI AUTOMATION INSTR-B	21,397	0.71	15,191.87	
SHANGHAI DIESEL ENGINE CO-B	43,334	0.80	34,927.20	
SHANGHAI DINGLI TECHNOLOGY DEV -B	24,092	0.46	11,275.05	
SHANGHAI JINQIAO EXPORT PRO	60,302	0.81	49,387.33	
SHANGHAI LINGYUN INDUSTRIES	36,744	0.60	22,156.63	
SHANGHAI YOUNGSUN INVEST-B	21,088	0.81	17,165.63	
SHANGHAI ZHENHUA HEAVY INDUSTRY CO LTD-B	171,340	0.57	98,006.48	
SINO KAMA CO LTD-B	47,927	0.69	33,213.41	
SHANGHAI JINJIANG INTL TRAVEL CO LTD -B	13,180	1.79	23,658.10	
SHANGHAI WINGSUNG INVESTMENT MANAGEMEN-B	9,111	0.81	7,425.46	
DAZHONG TRANSPORTATION GRP-B	106,612	0.71	75,801.13	

HAINAN AIRLINES CO-B	36,889	0.79	29,252.97	
JINZHOU PORT CO LTD-B	44,494	0.47	21,045.66	
DOUBLE COIN HOLDINGS, LTD.	48,546	0.89	43,400.12	
DANHUA CHEMICAL TECHNOLOGY-B	38,700	1.15	44,814.60	
INNER MONGOLIA EERDUOSI CA-B	83,873	1.05	88,066.65	
JINSHAN DEVELOPMENT AND CONSTRUCTION-B	34,268	0.55	19,018.74	
LAO FENG XIANG CO LTD-B	26,371	2.28	60,257.73	
SHANGHAI HAIXIN GROUP CO-B	93,628	0.42	39,323.76	
SHANGHAI HIGHLY GROUP CO-B	62,955	0.60	38,087.77	
SHANGHAI KAIKAI	15,976	0.65	10,528.18	
SHANGHAI MECHANICAL AND ELECTRICAL	43,181	0.97	41,928.75	
SHANGHAI NINE DRAGON CO.,LTD	92,361	0.44	40,823.56	
SHANGHAI SANMAO ENTERPRISE(GROUP)CO-B	9,743	0.65	6,401.15	
SVA ELECTRON CO LTD-B	58,585	0.53	31,577.31	
HUANGSHAN TOURISM DEVELOP-B	31,153	1.51	47,290.25	
SHANGHAI JIN JIANG INTL IND INV CO-B	32,161	0.99	32,128.83	
SHANGHAI JINJIANG INTL HOTELS DEVELOP-B	31,153	1.70	52,991.25	
SHANGHAI FRIENDSHIP GROUP-B	43,217	1.43	62,189.26	
SHANGHAI MATERIAL TRADING-B	27,976	0.80	22,436.75	
SHANGHAI DAJIANG GROUP-B	69,241	0.35	24,649.79	
ZHONGLU CO LTD	15,157	0.83	12,625.78	
JIANGSU FUTURE LAND CO LTD-B	85,575	0.64	55,110.30	
SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	110,966	1.61	179,542.98	
SHANGHAI WAIGAOQIAO FTZ-B	40,051	0.86	34,684.16	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	17,573	1.96	34,513.37	
EASTERN COMMUNICATIONS CO-B	59,909	0.42	25,281.59	
SHANGHAI POTEVIO CO LTD-B	24,922	0.68	17,121.41	
HUADIAN ENERGY CO LTD-B	86,269	0.33	28,900.11	
ZHEJIANG SOUTHEAST ELEC-B	137,791	0.57	79,643.19	
米ドル 小計	2,445,442		2,611,153.40	
（邦貨換算額）			(220,799,131)	**（単位：円）**

香港ドル				
CHINA COAL ENERGY COMPANY - H	67,000	11.24	753,080.00	
CHINA OILFIELD SERVICES-H	30,000	10.14	304,200.00	
CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H	306,000	6.20	1,897,200.00	
CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED -H	68,500	28.70	1,965,950.00	
CNOOC LTD	342,000	13.34	4,562,280.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	48,000	9.68	464,640.00	
PETROCHINA CO LTD	404,000	8.56	3,458,240.00	
SHENZHEN CHIWAN PETROLEUM-B	19,472	9.88	192,383.36	
YANZHOU COAL MINING CO-H	38,000	16.36	621,680.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	80,000	6.21	496,800.00	
ANGANG STEEL CO LTD-H	22,000	11.20	246,400.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	14,000	27.60	386,400.00	
BBMG CORPORATION - H	17,000	9.89	168,130.00	
CHINA BLUECHEMICAL LTD-H	32,000	5.30	169,600.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL CO LTD	22,000	14.26	313,720.00	
CHINA ZHONGWANG HOLDINGS LTD	30,800	4.60	141,680.00	
CSG HOLDING CO LTD-B	133,557	7.85	1,048,422.45	
FOSHAN HUAXIN PACKAGING-B	30,110	4.27	128,569.70	
FOSUN INTERNATIONAL	30,500	5.92	180,560.00	
FUSHAN INTERNATIONAL ENERGY	60,000	4.13	247,800.00	
HIDILI INDUSTRY INTL DEVELOP LTD	19,000	6.47	122,930.00	
HUABAO INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	30,000	11.22	336,600.00	
HUBEI SANONDA CO LTD-B	40,282	3.69	148,640.58	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	26,000	17.02	442,520.00	
KINGBOARD CHEMICALS HOLNINGS	11,000	36.70	403,700.00	
LEE & MAN PAPER MANUFACTURING LIMITED	32,000	5.38	172,160.00	
MAANSHAN IRON&STEEL-H	34,000	3.99	135,660.00	
METALLURGICAL CORPORATION OF CHINA LTD-H	47,000	3.44	161,680.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	31,000	10.84	336,040.00	
SHANDONG CHENMING PAPER IN-B	97,639	5.89	575,093.71	

SINOFERT HOLDINGS LTD	42,000	4.05	170,100.00	
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY L	60,000	3.08	184,800.00	
ZIJIN MINING GROUP CO., LTD.	75,500	5.42	409,210.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED	10,000	55.60	556,000.00	
BENGANG STEEL PLATES CO-B SH	70,055	3.87	271,112.85	
CHANGCHAI CO LTD-B	26,271	5.29	138,973.59	
CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	80,000	7.01	560,800.00	
CHINA FANGDA GROUP CO LTD-B	39,225	4.62	181,219.50	
CHINA HIGH SPEED TRANSMISSION EQUIPMENT	19,000	16.70	317,300.00	
CHINA INTL MARINE CONTAINE-B	264,902	11.23	2,974,849.46	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	9,000	5.67	51,030.00	
CHINA RAILWAYS CONSTRUCTION CORP-H	35,500	10.26	364,230.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISES	22,000	31.50	693,000.00	
CHINA SOUTH LOCOMOTIVE AND ROLLING STOCK	36,000	6.52	234,720.00	
CITIC PACIFIC LIMITED	21,000	16.14	338,940.00	
DALIAN REFRIGERATION EQU-B	20,141	6.43	129,506.63	
DONGFANG ELECTRIC CORPORATION LTD-H	6,400	28.50	182,400.00	
FOSHAN ELECTRICAL AND LIGHTING CO.,LTD.	45,507	7.80	354,954.60	
GUANGDONG INVESTMENT	48,000	3.77	180,960.00	
HANGZHOU STEAM TURBINE CO-B	39,134	13.69	535,744.46	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP COMPANY LIMITED	54,000	3.41	184,140.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	11,000	37.95	417,450.00	
SHENZHEN TELLUS HOLDING CO LTD-B	4,624	5.10	23,582.40	
SINOTRUK HONG KONG LTD	11,500	7.49	86,135.00	
WAFANGDIAN BEARING CO LTD-B	27,777	6.25	173,606.25	
WEICHAI POWER CO	3,000	62.60	187,800.00	
AIR CHINA/HONG KONG	42,000	8.45	354,900.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPORT-H	34,000	3.82	129,880.00	
CHINA COSCO HOLDINGS COMPANY LIMITED -H	51,925	8.27	429,419.75	
CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTERNATIONAL C	20,000	26.00	520,000.00	
CHINA SHIPPING CONTAINER LINES CO LTD-H	64,350	2.70	173,745.00	

CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	24,000	10.28	246,720.00	
COSCO PACIFIC LIMITED	36,000	10.10	363,600.00	
GUANGDONG PROVINCIAL EXPR-B	61,079	3.75	229,046.25	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	22,000	7.65	168,300.00	
SHANDONG AIRLINES CO LTD-B	28,956	7.36	213,116.16	
SHENZHEN CHIWAN WHARF HLDG-B	31,469	12.91	406,264.79	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	28,000	6.95	194,600.00	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBI-B	105,923	6.41	678,966.43	
CHONGQING JIANSHE MOTORCYCLE CO LTD-B	21,016	4.09	85,955.44	
DONGFENG MOTOR CORPORATION	52,000	11.98	622,960.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LIMITED	70,000	2.61	182,700.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD-H	44,558	9.19	409,488.02	
JIANGLING MOTORS CORP LTD-B	60,247	19.42	1,169,996.74	
WEIFU HIGH-TECHNOLOGY CO-B	20,127	11.15	224,416.05	
ANTA SPORTS PRODUCTS LIMITED	20,000	16.02	320,400.00	
CHINA DONGXIANG GROUP	67,000	4.11	275,370.00	
HEFEI MEILING CO LTD-B	19,808	6.14	121,621.12	
KONKA GROUP CO LTD-B	71,049	3.32	235,882.68	
LI NING COMPANY LIMITED	11,500	25.40	292,100.00	
LUTHAI TEXTILE CO LTD - B	77,535	6.70	519,484.50	
SHENZHEN FIYTA HOLDINGS-B	10,214	8.51	86,921.14	
SHENZHEN HUAFA ELECTRONICS-B	17,863	4.33	77,346.79	
SHENZHEN TEXTILE HLDG-B	8,669	6.21	53,834.49	
SKYWORTH DIGITAL HLDGS LTD	30,000	4.18	125,400.00	
TSANN KUEN(CHINA)ENT CO-B	194,814	1.80	350,665.20	
WUXI LITTLE SWAN CO-B	33,457	9.98	333,900.86	
CHINA TRAVEL INTL INV HK	54,000	1.70	91,800.00	
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	91,000	13.40	1,219,400.00	
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP LTD	13,000	20.10	261,300.00	
PARKSON RETAIL GROUP LTD	30,500	13.10	399,550.00	
WUMART STORES INC-H	9,000	16.38	147,420.00	

ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	10,508	34.53	362,841.24	
CHAODA MODERN AGRICULTURE	49,490	6.10	301,889.00	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	30,000	9.58	287,400.00	
CHINA MENGNIU DAIRY COMPANY LIMITED	21,000	22.30	468,300.00	
CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	30,000	27.70	831,000.00	
SHENZHEN SHENBAO INDUS CO-B	4,577	5.80	26,546.60	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	32,000	19.68	629,760.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	26,000	42.40	1,102,400.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LIMITED	189,000	6.19	1,169,910.00	
YANTAI CHANGYU PIONEER-B	34,659	83.80	2,904,424.20	
HENGAN INTERNATIONAL GROUP CO LTD	15,000	68.55	1,028,250.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	8,000	38.00	304,000.00	
CHINA SHINEWAY PHARMACEUTICAL GROUP	8,000	20.20	161,600.00	
LIVZON PHARMACEUTICAL INC-B	19,614	23.15	454,064.10	
SHENZHEN ACCORD PHARMACEUT-B	9,613	20.50	197,066.50	
SINOPHARM MEDICINE HOLDING CO-H	12,000	30.25	363,000.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	288,000	3.47	999,360.00	
BANK OF CHINA LTD	1,088,000	3.97	4,319,360.00	
BANK OF COMMUNICATIONS LTD-H	146,700	8.41	1,233,747.00	
CHINA CITIC BANK	146,000	5.15	751,900.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	857,000	6.48	5,553,360.00	
CHINA MERCHANTS BANK- H	74,004	19.98	1,478,599.92	
CHINA MINSHENG BANKING-H	87,000	7.09	616,830.00	
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	1,221,000	5.75	7,020,750.00	
CHINA EVERBRIGHT LIMITED	18,000	17.44	313,920.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO.	142,000	29.85	4,238,700.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	15,400	28.70	441,980.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HLDS COMPANY LTD	14,600	23.85	348,210.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY - H	46,000	8.94	411,240.00	
PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LT	35,000	64.35	2,252,250.00	
AGILE PROPRETY HOLDINGS LIMITED	6,000	9.00	54,000.00	

CHINA MERCHANTS PROPERTY DEVELOPMENT CO	59,395	15.06	894,488.70	
CHINA OVERSEAS LAND&INVEST	78,720	16.50	1,298,880.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	40,000	15.16	606,400.00	
CHINA VANKE CO LTD -B	255,341	9.37	2,392,545.17	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	79,000	2.29	180,910.00	
FRANSHION PROPERTIES	80,000	2.24	179,200.00	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS LTD	86,500	8.30	717,950.00	
GUANGSHOU R&F PROPERTIES - H	18,400	11.20	206,080.00	
HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	14,000	9.31	130,340.00	
LONGFOR PROPERTIES	21,000	8.69	182,490.00	
POLY HONG KONG INVESTMENT LTD	29,000	8.46	245,340.00	
RENHE COMMERCIAL HOLDINGS	148,000	1.56	230,880.00	
SHENZHEN INTL ENTERPRISE-B	17,809	5.63	100,264.67	
SHENZHEN PROPERTIES AND RESOURCES DEV-B	11,840	4.71	55,766.40	
SHENZHEN SPECIAL ECON ZONE-B	21,016	3.28	68,932.48	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LIMITED	30,500	12.74	388,570.00	
SHUI ON LAND LIMITED	54,350	3.40	184,790.00	
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS LTD.	59,000	5.42	319,780.00	
SOHO CHINA LTD	39,500	4.98	196,710.00	
ALIBABA.COM LIMITED	3,500	15.14	52,990.00	
TENCENT HOLDINGS LIMITED	21,300	143.50	3,056,550.00	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-B	195,374	1.91	373,164.34	
BYD CO LTD-H	10,100	45.60	460,560.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES HOLDINGS LTD	270,280	2.16	583,804.80	
LENOVO GROUP LTD	94,000	4.48	421,120.00	
NANJING POSTEL TELECOMMUNICA	17,514	4.42	77,411.88	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	348,000	0.50	174,000.00	
SHENZHEN SEG CO LTD-B	43,164	3.15	135,966.60	
SHIJIAZHUANG BAOSHI ELEC-B	17,514	4.42	77,411.88	
ZTE CORPORATION	9,534	28.50	271,719.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	32,000	3.93	125,760.00	

CHINA MOBILE LTD	115,000	80.70	9,280,500.00	
CHINA TELECOM CORP LTD	264,000	3.77	995,280.00	
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	110,000	10.74	1,181,400.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP	45,000	7.97	358,650.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	32,000	17.18	549,760.00	
DATANG INTL POWER GENERATION COMPANY LTD	60,000	3.14	188,400.00	
GUANGDONG ELECTRIC POWER-B	116,523	4.41	513,866.43	
HUANENG POWER INTL INC-H	58,000	4.58	265,640.00	
SHENZHEN NANSHAN POWER CO-B	46,211	3.42	158,041.62	
XINAO GAS HOLDINGS LTD	16,000	20.40	326,400.00	
香港ドル 小計	12,574,005		111,037,168.48	
（邦貨換算額）			(1,206,974,021)	（単位：円）
合 計	15,019,447		1,427,773,152	単位：円
（外貨建有価証券邦貨換算額合計）			(1,427,773,152)	（単位：円）

（注）

１．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。

２．米ドル表示の株式については、47銘柄、信託財産純資産総額に対する比率14.6%、
合計に対する比率15.5%です。
香港ドル表示の株式については、164銘柄、信託財産純資産総額に対する比率79.6%、
合計に対する比率84.5%です。

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

※「（デリバティブ取引に関する注記）Ⅱ．取引の時価等に関する事項」に同様の内容が
記載されているため、省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年９月30日現在

Ⅰ 資産総額	1,577,361,097円
Ⅱ 負債総額	1,955,536円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,575,405,561円
Ⅳ 発行済口数	725,364,907口
Ⅴ １口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.1719円
（ １万口当たり純資産額	21,719円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成22年10月18日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は７名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ

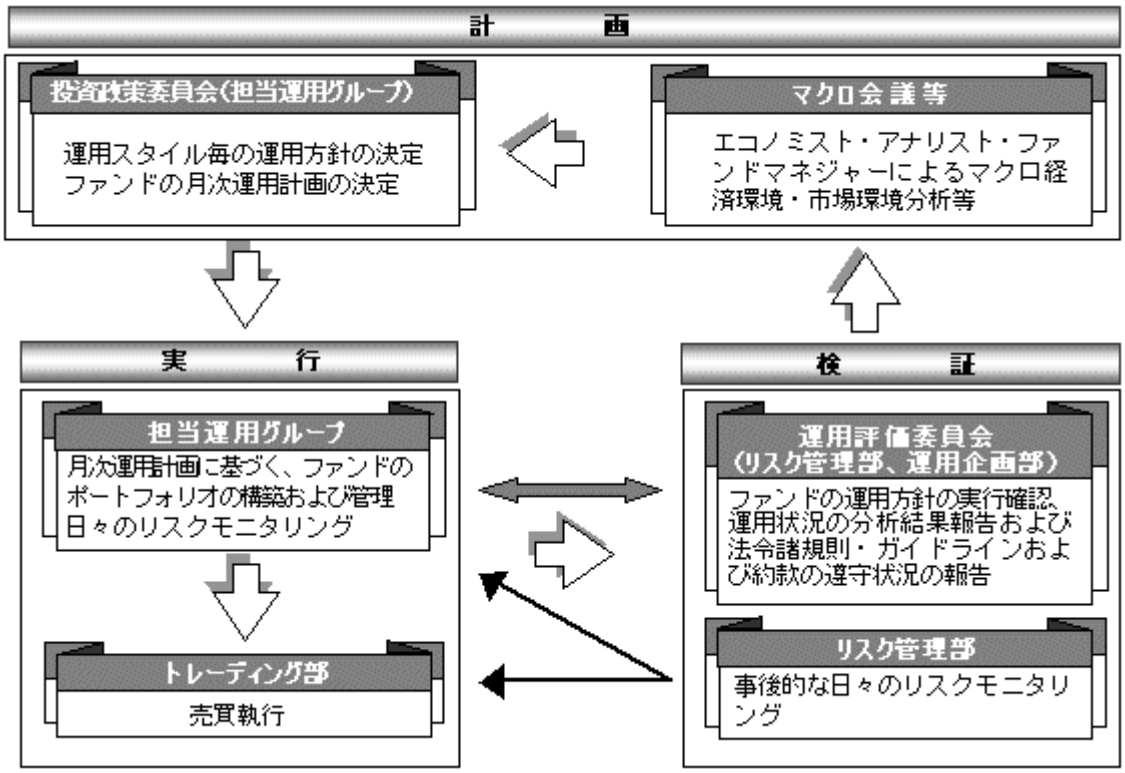

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。
また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成22年９月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成22年９月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	64 （ 1）	148,054 （ 182）
	追加型	254 （ 119）	5,042,866 （ 3,217,256）
	計	318 （ 120）	5,190,919 （ 3,217,438）
公社債投資信託	単位型	0 （ 0）	0 （ 0）
	追加型	0 （ 0）	0 （ 0）
	計	0 （ 0）	0 （ 0）
合 計		318 （ 120）	5,190,919 （ 3,217,438）

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、第24期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第25期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２　当社は、第24期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）及び第25期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。
　なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年７月１日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 24 期 （平成21年３月31日現在）	第 25 期 （平成22年３月31日現在）
（資 産 の 部）			
流動資産			
現金及び預金	※２	15,883,303	15,484,883
有価証券		2,998,947	2,999,185
前払費用		323,949	248,594
未収入金		3,593	6,524
未収委託者報酬		2,158,082	3,405,895
未収運用受託報酬		635,902	456,672
未収投資助言報酬	※２	406,959	426,716
未収収益		8,062	7,020
未収還付法人税等		1,068,737	-
未収還付消費税等		182,000	-
繰延税金資産		68,795	244,770
その他の流動資産		2,641	1,392
流動資産計		23,740,977	23,281,654
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		169,629	173,574
器具備品		200,701	150,631
有形固定資産合計		370,331	324,206
無形固定資産	※１		
電話加入権		161	150
商標権		8,104	6,160
無形固定資産合計		8,266	6,310
投資その他の資産			
投資有価証券		2,542,125	6,923,150
関係会社株式		236,178	236,178
長期差入保証金		783,231	681,764
長期前払費用		14,643	7,822
会員権		20,113	20,113
繰延税金資産		34,393	524,820
投資その他の資産合計		3,630,686	8,393,850
固定資産計		4,009,284	8,724,367
資産合計		27,750,261	32,006,022

（単位：千円）

		第 24 期 （平成21年３月31日現在）	第 25 期 （平成22年３月31日現在）
（負 債 の 部）			
流動負債			
預り金		44,497	46,362
未払金			
未払収益分配金		947	943
未払償還金		23,376	18,453
未払手数料	※２	891,493	1,523,402
その他未払金		112,743	71,728
未払費用		612,126	869,497
未払消費税等		-	74,053
未払法人税等		-	1,264,485
賞与引当金		291,836	293,651
流動負債計		1,977,020	4,162,578
固定負債			
退職給付引当金		972,202	1,137,766
固定負債計		972,202	1,137,766
負債合計		2,949,223	5,300,344
（純 資 産 の 部）			
株主資本			
資本金		2,000,000	2,000,000
資本剰余金			
資本準備金		8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984	8,628,984
利益剰余金			
利益準備金		284,245	284,245
その他利益剰余金			
配当準備積立金		60,000	60,000
別途積立金		1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		12,356,655	14,172,932
利益剰余金合計		14,177,860	15,994,137
株主資本計		24,806,844	26,623,121
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△ 5,805	82,556
評価・換算差額等計		△ 5,805	82,556
純資産合計		24,801,038	26,705,677
負債・純資産合計		27,750,261	32,006,022

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 24 期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第 25 期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	20,072,582	21,113,167
運用受託報酬	3,506,635	2,492,177
投資助言報酬	2,048,748	1,893,038
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	60,260	43,853
その他	2,749	12,348
営業収益計	25,695,976	25,559,586
営業費用		
支払手数料	9,326,200	9,706,627
広告宣伝費	529,276	420,508
公告費	1,227	2,339
調査費		
調査費	538,515	579,477
委託調査費	1,310,113	1,556,961
営業雑経費		
通信費	30,202	31,515
印刷費	302,661	278,539
協会費	23,322	19,271
諸会費	14,373	12,955
情報機器関連費	2,036,426	2,005,507
販売促進費	55,223	13,183
その他	55,485	66,833
営業費用計	14,223,029	14,693,722
一般管理費		
給料		
役員報酬	174,486	155,835
給料・手当	4,004,575	4,192,414
賞与	1,051,279	719,290
賞与引当金繰入額	291,836	293,651
交際費	23,229	19,087
寄付金	4,000	23
事務委託費	356,543	195,150
旅費交通費	258,981	197,842
租税公課	81,166	86,095
不動産賃借料	762,812	714,209
退職給付費用	262,634	197,352
固定資産減価償却費	119,811	97,916
諸経費	281,968	280,916
一般管理費計	7,673,326	7,149,786
営業利益	3,799,620	3,716,077

営業外収益			
受取配当金		-	1,710
有価証券利息		22,216	4,645
受取利息	※1	36,255	16,592
為替差益		11,209	-
時効成立分配金・償還金		7,832	3,492
原稿・講演料		3,910	3,255
還付加算金		-	37,708
雑収入		4,132	6,291
営業外収益計		85,555	73,696
営業外費用			
為替差損		-	5,113
時効成立後支払分配金・償還金		693	-
雑損失		82	-
営業外費用計		775	5,113
経常利益		3,884,401	3,784,660
特別利益			
投資有価証券償還益		1,136	2,459
投資有価証券売却益		122	31,117
特別利益計		1,259	33,577
特別損失			
固定資産除却損	※2	688	5,302
投資有価証券償還損		84,238	-
投資有価証券評価損		65,553	51,557
投資有価証券売却損		464,272	2,724
特別損失計		614,753	59,583
税引前当期純利益		3,270,907	3,758,653
法人税、住民税及び事業税		1,206,047	1,817,726
法人税等調整額		369,088	△ 722,069
法人税等合計		1,575,135	1,095,656
当期純利益		1,695,771	2,662,997

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第　24　期 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	第　25　期 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,483,283	12,356,655
当期変動額		
剰余金の配当	△ 2,822,400	△ 846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
当期変動額合計	△ 1,126,628	1,816,277
当期末残高	12,356,655	14,172,932
利益剰余金合計		
前期末残高	15,304,488	14,177,860
当期変動額		
剰余金の配当	△ 2,822,400	△ 846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
当期変動額合計	△ 1,126,628	1,816,277
当期末残高	14,177,860	15,994,137
株主資本合計		
前期末残高	25,933,472	24,806,844
当期変動額		
剰余金の配当	△ 2,822,400	△ 846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997

当期変動額合計	△ 1,126,628	1,816,277
当期末残高	24,806,844	26,623,121

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	25,392	△ 5,805
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 31,197	88,361
当期変動額合計	△ 31,197	88,361
当期末残高	△ 5,805	82,556
評価・換算差額合計		
前期末残高	25,392	△ 5,805
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 31,197	88,361
当期変動額合計	△ 31,197	88,361
当期末残高	△ 5,805	82,556
純資産合計		
前期末残高	25,958,864	24,801,038
当期変動額		
剰余金の配当	△ 2,822,400	△ 846,720
当期純利益	1,695,771	2,662,997
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 31,197	88,361
当期変動額合計	△ 1,157,826	1,904,639
当期末残高	24,801,038	26,705,677

重要な会計方針

項目	第24期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１ 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２ 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３～50年 器具備品　３～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
３ 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	同左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号 平成20年７月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。
４ リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	―
５ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第24期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年３月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。	―

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

第24期 （平成21年３月31日現在）	第25期 （平成22年３月31日現在）
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 建　物　150,704千円 器具備品　941,423千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権　72千円 商標権　11,337千円	※１ 有形固定資産の減価償却累計額 建　物　172,855千円 器具備品　863,358千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権　83千円 商標権　13,282千円
※２ 関係会社に対する債権債務 現金及び預金　10,311,398千円 未収投資助言報酬　398,818千円 未払手数料　331,400千円	※２ 関係会社に対する債権債務 現金及び預金　10,591,647千円 未収投資助言報酬　295,911千円 未払手数料　441,536千円
３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－千円 差引額　10,000,000千円	３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－千円 差引額　10,000,000千円
４ 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年６月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	４ 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年６月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
※１ 関係会社との取引に係るもの 受取利息　18,943千円	※１ 関係会社との取引に係るもの 受取利息　5,916千円
※２ 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。	※２ 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 ３月31日	平成20年 ６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年６月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 ３月31日	平成21年 ７月１日

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 ３月31日	平成21年 ７月１日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年６月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,323,000	75,000	平成22年 ３月31日	平成22年 ６月25日

（リース取引関係）

第24期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （借主側） ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円) 器具備品　合計 取得価額相当額　5,330　5,330 減価償却累計額相当額　5,330　5,330 期末残高相当額　-　- ②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円) １年以内　- 合計　- ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円) 支払リース料　2,067 減価償却費相当額　1,900 支払利息相当額　37 ④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	－
２．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) １年以内　710,121 １年超　962,627 合計　1,672,748	１．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) １年以内　667,234 １年超　1,608,004 合計　2,275,239

（金融商品関係）

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,484,883	15,484,883	―
(2)未収委託者報酬	3,405,895	3,405,895	―
(3)未収運用受託報酬	456,672	456,672	―
(4)未収投資助言報酬	426,716	426,716	―
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,999,185	2,999,100	△85
②その他有価証券	6,874,409	6,874,409	―
(6)長期差入保証金	681,764	681,764	―
資産計	30,329,527	30,329,442	△85
(1)未払金			
①未払手数料	1,523,402	1,523,402	―
負債計	1,523,402	1,523,402	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	236,178
合計	236,178

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,484,883	―	―	―
未収委託者報酬	3,405,895	―	―	―
未収運用受託報酬	456,672	―	―	―
未収投資助言報酬	426,716	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,000,000	―	―	―
その他有価証券のうち				
満期があるもの	―	―	―	―
長期差入保証金	2,289	679,475	―	―
合計	22,776,457	679,475	―	―

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第24期(平成21年３月31日現在)

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	△147
小計	2,998,947	2,998,800	△147
合計	2,998,947	2,998,800	△147

２．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	2,117,725	2,095,017	△22,707
小計	2,117,725	2,095,017	△22,707
合計	2,447,632	2,441,827	△5,805

３．時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式		
子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券		
非上場株式	298	
投資証券	100,000	
合計	100,298	

４．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券				
国債・地方債等	3,000,000	－	－	－
小計	3,000,000	－	－	－
(2)その他有価証券				
	－	－	－	－
小計	－	－	－	－
合計	3,000,000	－	－	－

第25期(平成22年３月31日現在)

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,185	2,999,100	△85
小計	2,999,185	2,999,100	△85
合計	2,999,185	2,999,100	△85

２．子会社株式及び関連会社株式

子会社及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,484,337	2,253,148	231,189
小計	2,484,337	2,253,148	231,189
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,390,071	4,483,035	△92,963
小計	4,390,071	4,483,035	△92,963
合計	6,874,409	6,736,184	138,225

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,539,393	31,117	2,724

（デリバティブ取引関係）

第24期(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 ２．退職給付債務の額 (単位：千円) 退職給付債務 972,202 退職給付引当金 972,202 ３．退職給付費用の額 (単位：千円) 勤務費用 145,258 利息費用 12,449 過去勤務債務の費用処理額 87,363 数理計算上の差異の費用処理額 6,153 その他 11,409 退職給付費用 262,634 ４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数 １年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 １年（発生時において費用処理する方法）	１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 ２．退職給付債務の額 (単位：千円) 退職給付債務 1,137,766 退職給付引当金 1,137,766 ３．退職給付費用の額 (単位：千円) 勤務費用 154,625 利息費用 14,583 数理計算上の差異の費用処理額 12,466 その他 15,677 退職給付費用 197,352 （注）その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。 ４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数 １年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 １年（発生時において費用処理する方法）

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年３月31日現在）	第25期 （平成22年３月31日現在）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 118,748	賞与引当金 119,486
未払社会保険料 12,792	未払社会保険料 12,746
未払事業所税 6,134	未払事業税 100,639
その他 5,436	未払事業所税 6,089
繰延税金資産計 143,111	その他 5,807
評価性引当額 ―	繰延税金資産計 244,770
繰延税金資産合計 143,111	評価性引当額 ―
繰延税金負債	繰延税金資産合計 244,770
未収還付税金 74,316	繰延税金資産の純額 244,770
繰延税金負債合計 74,316	
繰延税金資産の純額 68,795	
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 395,589	退職給付引当金 462,957
ソフトウェア償却 101,933	ソフトウェア償却 111,245
投資有価証券評価損 56,627	投資有価証券評価損 73,440
特定外国子会社留保金額 193,760	特定外国子会社留保金額 213,896
その他有価証券評価差額金 2,362	その他 8,735
その他 14,742	繰延税金資産計 870,274
繰延税金資産計 765,014	評価性引当額 △289,785
評価性引当額 △730,620	繰延税金資産合計 580,489
繰延税金資産合計 34,393	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 34,393	その他有価証券評価差額金 55,668
	繰延税金負債合計 55,668
	繰延税金資産の純額 524,820
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
（調整）	（調整）
評価性引当額の増減 5.4	評価性引当額の増減 △11.6
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.5	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2
住民税均等割等 0.2	住民税均等割等 0.1
その他 1.4	その他 △0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1

（関連当事者情報）

第24期(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2)その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,125,661	未収投資助言報酬	295,911
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,495,661	未払手数料	347,340

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% ―	投信の販売委託	委託販売手数料	1,019,546	未払手数料	238,828

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第24期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１株当たり純資産額　1,405,954円57銭 １株当たり当期純利益　96,132円19銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 24,801,038千円 普通株式に係る純資産額　24,801,038千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 （１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益　1,695,771千円 普通株式に係る当期純利益　1,695,771千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株	１株当たり純資産額　1,513,927円30銭 １株当たり当期純利益　150,963円55銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額　26,705,677千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 （１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益　2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益　2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株

（重要な後発事象）

第24期(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
該当事項はありません。

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

平成22年６月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の一層の充実を図るため、監査役の員数を１名増員し５名以内とする定款の変更が決議されました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称　　住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　342,037百万円（平成22年３月末現在）

（ハ）事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額　51,000百万円（平成22年３月末現在）

・ 事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
かざか証券株式会社	3,000百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
日の出証券株式会社	4,650百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
丸八証券株式会社	3,251百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

※資本金の額は、平成22年３月末現在。
ただし、西日本シティＴＴ証券株式会社の資本金の額は平成22年５月６日現在。

２【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。

第３【その他】

１．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態、申込みにかかる事項、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。

２．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

３．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

４．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

５．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。

６．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。

７．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２２年１０月２６日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　鈴 木 敏 夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ・フロンティアオープンの平成２１年９月１日から平成２２年８月３１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・フロンティアオープンの平成２２年８月３１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年１０月２０日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ・フロンティアオープンの平成２０年９月２日から平成２１年８月３１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・フロンティアオープンの平成２１年８月３１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成22年６月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年６月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。